

総務省からのお知らせ

6月1日～10日までは「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

目に見えなくても、不法電波は  
私たちの暮らしや社会の迷惑です。

電波はみんなの財産です。「不法無線局」をなくし、正しく電波を使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23

総務省 東北総合通信局 相談窓口

022-221-0641

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>



デンパ君